

議案第17号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会	再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る再生可能エネルギー等の導入の推進に関する事項の調査審議に関する事務

」

を

「

大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
----------	---------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年 2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

執行機関の附属機関に関する条例 (抄)

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	<u>大阪市再生可能エネルギー 一等導入推進基金事業評 価委員会</u>	<u>再生可能エネルギー等導入推進基金事業に 係る再生可能エネルギー等の導入の推進に 関する事項の調査審議に関する事務</u>
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略